○金融庁告示第四十七号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）第三条に規定する増加額については、当該事業年度に係る予定利率リスクに対応する額（保険業法施行規則第八十七条第二号に規定する予定利率リスクに対応する額をいう。以下同じ。）から、保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を改正する件（平成二十二年金融庁告示第四十八号）による改正後の保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等（平成八年大蔵省告示第五十号）別表第六に基づき算出した当該事業年度の前事業年度に係る予定利率リスクに対応する額を控除した額とすることができる。

○金融庁告示第四十八号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十二年四月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第七項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項第六号ロ」を「第四項第五号ロ」に、「算入限度額」を「中核的支払余力」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項第六号」を「第四項第三号」に、「次に掲げる額の合計額（次項において「算入限度額」という。）」を「同項の規定にかかわらず、算入限度額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項第一号を次のように改める。

一　保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。）

イ　生命保険会社にあっては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1)　保険料積立金及び未経過保険料の合計額

(2)　保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあっては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

(3)　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ　損害保険会社にあっては、法第四条第二項第四号に掲げる書類において、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法で積み立てることを規定している契約について、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1)　払戻積立金の額

(2)　法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算した払戻積立金の額

(3)　算出日において、規則第七十条第三項の規定に基づき積み立てた払戻積立金の額を積み立てていないものとして、法第百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である払戻積立金の額

第一条第三項第三号を削り、同項第四号中「（税効果会計の適用により資産として計上されるものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ(2)中「第六項」を「第九項」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。以下同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第百六十一条第一項第七号及び第百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第五号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第百六十一条第一項及び第百九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあっては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあっては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。

一　規則第八十六条第一項第一号から第三号の二まで、第百六十一条第一項第一号から第三号の二まで又は第百九十条第一項第一号から第三号の二までに掲げる額

二　その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三　生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあっては第四項第一号イ(1)から同号イ(2)を控除した額、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあっては同号ロ(1)から同号ロ(2)を控除した額

四　第四項第二号及び第四号に掲げる額

第一条の二第一項中「前条第三項第六号イ」を「前条第四項第五号イ」に改め、同条第二項の表第一号中「前条第三項第六号イ」を「前条第四項第五号イ」に改め、同表第二号中「前条第三項第六号ロ」を「前条第四項第五号ロ」に改める。